

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 8 日 (金) 第2887号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日 (毎週火, 金)
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	規 則	
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (※)		(人事課取扱い) 1
○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則 (※)		(人事課取扱い) 2
○鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則 (※)		(学事法制課取扱い) 2
告 示	告 示	
○公報販売価格の廃止		(学事法制課取扱い) 3
○保安林の指定 (2 件)		(森づくり推進課取扱い) 3
○保安林の指定の解除予定		(森づくり推進課取扱い) 4
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (2 件)		(森づくり推進課取扱い) 5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止		(介護福祉課取扱い) 5
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退		(介護福祉課取扱い) 5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止		(介護福祉課取扱い) 6
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2 件)		(障害福祉課取扱い) 6
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2 件)		(障害福祉課取扱い) 7
○県営土地改良事業の計画の決定		(農地整備課取扱い) 9
○県営土地改良事業の換地計画の決定		(農地整備課取扱い) 9
○公共測量の終了		(監理課取扱い) 10
○道路の区域の変更 (2 件)		(道路維持課取扱い) 10
○道路の供用の開始 (2 件)		(道路維持課取扱い) 10
○都市計画自動車ターミナルの変更に係る図書の写しの縦覧		(都市計画課取扱い) 11
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧		(都市計画課取扱い) 11
○都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧		(都市計画課取扱い) 12
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い)		12
公 安 委 員 会 告 告		
○警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告		(生活安全企画課取扱い) 12

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 5 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則 (昭和32年鹿児島県規則第74号) の一部を次のように改正する。

表中「第二制海」を「制海」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 3 月 19 日から施行する。

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第6号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則
鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正する。
第180条の表中「第二制海」を「制海」に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月19日から施行する。

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第7号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則
鹿児島県立短期大学学則（平成6年鹿児島県規則第66号）の一部を次のように改正する。
第29条（見出しを含む。）中「学科」の次に「又は専攻課程」を加える。
別表第1の1(2)の表中

「	スタディスキルズ 言語学概論	1	2	を
「	スタディスキルズ 言語学概論 比較文学	2	2 2	に、
「	英語学演習Ⅰ		☆1	を
「	講読演習Ⅰ 基礎演習Ⅰ		◆1 □1	に、「英語学演習Ⅱ」
を「英語学演習」に、	英米文学講読Ⅰ 英米文学講読Ⅱ 英米文学講読Ⅲ		◆1 ◆1 ◆1	」
を	英米文学講読Ⅰ 英米文学講読Ⅱ 英米文学講読Ⅲ		1 1 1	に、「英米文学講読
Ⅳ」を「講読演習Ⅱ」に、	英語講読 英米文学演習Ⅰ		◆1 ☆1	を
「	基礎演習Ⅱ		□1	に、「英米文学演習Ⅱ」
を「英米文学演習」に、	比較文学 比較文化 比較文化講読		2 2 ◆1	を

比較文化	2	に、
比較文化演習Ⅰ	☆1	を
講読演習Ⅲ 基礎演習Ⅲ	◆1 □1	に、「比較文化演習Ⅱ」
を「比較文化演習」に、		
日本語教育概論 英文文書処理	2 1	を
日本語教育概論	2	に、
国際関係論	2	を
国際関係論 検定対策講座Ⅰ 検定対策講座Ⅱ	2 1 1	に、

「(1) 専攻専門科目の☆印科目中2科目を選択必修すること。ただし、当該科目は、同一科目群に係るものに限る。

(2) 専攻専門科目の◆印科目中4科目以上を選択必修すること。

(3) 関連科目群から2科目以上を選択必修すること。」

「(1) 専攻専門科目の◆印科目中1科目を選択必修すること。

(2) 専攻専門科目の□印科目中1科目以上を選択必修すること。に改める。

(3) 専攻専門科目の☆印科目中1科目を選択必修すること。」

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島県立短期大学学則別表第1の規定は、平成25年4月1日以後に入学する者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法について適用し、同日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第223号

平成9年3月21日鹿児島県告示第419号（公報販売価格）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
肝属郡肝付町南方字大牟禮2040番35, 字乙田2312番, 2317番1, 2317番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
大島郡龍郷町浦字角子1886番3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良市蒲生町白男字鼻ヶ嶺2622番1（次の図に示す部分に限る。）、2622番5, 字岩井川内2636番1（次の図に示す部分に限る。）、2636番6, 2636番7
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
電気工作物施設用地とするため
(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第227号

平成24年12月28日農林水産省告示第2775号（以下「告示第2775号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
神戸亮二，神戸公子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
志布志市志布志町田之浦字菅谷1847番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第2775号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第228号

平成25年1月29日農林水産省告示第419号（以下「告示第419号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
中川徳明，中川治夫，中川正治
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
曾於市財部町北俣字七負572番1
 - (2) 変更に係る指定施業要件
告示第419号の変更に係る指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第229号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
出水市紅葉園デイサービスセンター	出水市高尾野町大久保600番地	出水市	出水市緑町1番3号	渋谷 俊彦	平成25年3月31日	通所介護
共生ホームよかあんべ	始良市加治木町反土2378	株式会社浪漫	始良市加治木町木田60-1	黒岩 尚文	平成25年3月31日	通所介護
出水市特別養護老人ホーム紅葉園	出水市高尾野町大久保600番地	出水市	出水市緑町1番3号	渋谷 俊彦	平成25年3月31日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		指定介護老人福祉施設の開設者			辞 退 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
出水市特別養護 老人ホーム紅葉 園	出水市高尾野町 大久保600番地	出水市	出水市緑町1番 3号	渋谷 俊彦	平成25年 3月31日	介護福祉 施設サー ビス

鹿児島県告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃 止 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
出水市紅葉園デ イサービスセン ター	出水市高尾野町 大久保600番地	出水市	出水市緑町1番 3号	渋谷 俊彦	平成25年 3月31日	介護予防 通所介護
共生ホームよか あんべ	始良市加治木町 反土2378	株式会社浪漫	始良市加治木町 木田60-1	黒岩 尚文	平成25年 3月31日	介護予防 通所介護
出水市特別養護 老人ホーム紅葉 園	出水市高尾野町 大久保600番地	出水市	出水市緑町1番 3号	渋谷 俊彦	平成25年 3月31日	介護予防 短期入所 生活介護

鹿児島県告示第232号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
薩摩川内市上甕診療所	薩摩川内市上甕町中甕490- 1	平成25年 3月1日	精神通院医療
十島村立口之島へき地診療所	鹿児島郡十島村大字口之島 146番地	平成25年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第233号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
れいめい薬局中央店	鹿児島市中央町6-8メディ カルプラザ中央1F	平成25年 3月1日	精神通院医療
れいめい薬局慈眼寺店	鹿児島市谷山中央六丁目23- 12	平成25年 3月1日	精神通院医療
結（ゆい）調剤薬局	大島郡和泊町手々知名636番	平成25年	精神通院医療

	1号	3月1日	
--	----	------	--

鹿児島県告示第234号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人仁心会西原保養院	鹿屋市西原二丁目29-22	平成24年 9月1日	精神通院医療
小倉記念病院	鹿屋市寿八丁目21番2号	平成24年 9月1日	精神通院医療
医療法人和敬会平和台病院	鹿屋市寿四丁目1番43号	平成24年 9月1日	精神通院医療
医療法人ゆうか田村脳神経外科クリニック	鹿屋市川西町4475番地3	平成24年 9月1日	精神通院医療
指宿温泉病院	指宿市西方1050番地	平成24年 9月1日	精神通院医療
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8番8号	平成24年 9月1日	精神通院医療
社団法人鹿児島精神衛生協会大隅病院	鹿屋市田崎町1043-1	平成24年 9月1日	精神通院医療
こだま小児科	鹿屋市笠之原町29番24号	平成24年 9月1日	精神通院医療
垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2	平成24年 9月1日	精神通院医療
垂水市立医療センター垂水中央病院	垂水市錦江町1番地140	平成24年 9月1日	精神通院医療
医療法人愛誠会昭南病院	曾於市大隅町下窪町1番地	平成24年 9月1日	精神通院医療
肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川135番地3	平成24年 9月1日	精神通院医療
病院芳春苑	志布志市志布志町安楽3008番地5	平成24年 9月1日	精神通院医療
池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地	平成24年 9月1日	精神通院医療
桜ヶ丘病院	鹿屋市西原四丁目15番5号	平成24年 9月1日	精神通院医療
医療法人秋津会徳田脳神経外科病院	鹿屋市打馬一丁目11248番地1	平成24年 9月1日	精神通院医療
おぐらリハビリテーション病院	鹿屋市笠之原町27番22号	平成24年 9月1日	精神通院医療
医療法人常慈会小浜クリニック	鹿屋市吾平町上名10番地	平成24年 9月1日	精神通院医療
医療法人岩川病院	曾於市末吉町岩崎2176番地	平成24年 9月1日	精神通院医療
長浜医院	肝属郡錦江町城元895-12	平成24年 9月1日	精神通院医療
岸良診療所	肝属郡肝付町岸良652番地2	平成24年	精神通院医療

		9月1日	
びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番地1	平成24年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第235号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
はらいがわ調剤薬局	鹿屋市下祓川町1856番地3	平成24年 9月1日	精神通院医療
寿八丁目薬局笠之原店	鹿屋市笠之原町27番23号	平成24年 9月1日	精神通院医療
吾平中央薬局	鹿屋市吾平町上名7682番地4	平成24年 9月1日	精神通院医療
そうごう薬局出水店	出水市明神町482番地	平成24年 9月1日	精神通院医療
コトブキ薬局鹿児島店	曾於市大隅町下窪町2番地の2	平成24年 9月1日	精神通院医療
いわもと調剤薬局	志布志市志布志町志布志3227-14	平成24年 9月1日	精神通院医療
あっぷる調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23-5	平成24年 9月1日	精神通院医療
有限会社今坂調剤薬局	鹿屋市郷之原町12400番地3	平成24年 9月1日	精神通院医療
有限会社三愛調剤薬局	鹿屋市旭原町3628番地3	平成24年 9月1日	精神通院医療
崎山調剤薬局	鹿屋市上谷町11214番地11	平成24年 9月1日	精神通院医療
ふだもと薬局	鹿屋市札元二丁目3808番地10	平成24年 9月1日	精神通院医療
川西薬局	鹿屋市川西町4511番地1	平成24年 9月1日	精神通院医療
あさひ薬局	鹿屋市寿五丁目2番39-1号	平成24年 9月1日	精神通院医療
さくら調剤薬局	鹿屋市札元一丁目6番43号	平成24年 9月1日	精神通院医療
曾於薬剤師会薬局	曾於市大隅町月野893番地1	平成24年 9月1日	精神通院医療
有限会社ヒロ調剤薬局	曾於市末吉町本町二丁目11番地6	平成24年 9月1日	精神通院医療
スーパードラッグイレブン岩川店やまのうち薬局	曾於市大隅町下窪町101番地	平成24年 9月1日	精神通院医療
有限会社川口薬局	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3	平成24年 9月1日	精神通院医療
有限会社下町調剤薬局	志布志市志布志町志布志一丁目11番11号	平成24年 9月1日	精神通院医療
センター薬局	鹿屋市西大手町3番19号	平成24年	精神通院医療

		9月1日	
ファーマシーフジサキ薬局	鹿屋市西原一丁目12-26	平成24年 9月1日	精神通院医療
きりん薬局	鹿屋市笠之原町29番23号	平成24年 9月1日	精神通院医療
5丁目調剤薬局	鹿屋市寿五丁目26番18号	平成24年 9月1日	精神通院医療
ティワイ薬局	鹿屋市川西町4474番2	平成24年 9月1日	精神通院医療
垂水市民薬局	垂水市錦江町1番135	平成24年 9月1日	精神通院医療
財部調剤薬局	曾於市財部町南俣11272番地 5	平成24年 9月1日	精神通院医療
ドレミ薬局大崎支店	曾於郡大崎町神領2430番地1	平成24年 9月1日	精神通院医療
NPO法人肝属調剤薬局	肝属郡錦江町神川175-1	平成24年 9月1日	精神通院医療
有限会社かわごえ薬局支店	肝属郡錦江町城元734番地	平成24年 9月1日	精神通院医療
二矢調剤薬局	鹿屋市今坂町12572番地11	平成24年 9月1日	精神通院医療
三井調剤薬局バイパス店	鹿屋市旭原町3644-7	平成24年 9月1日	精神通院医療
三井調剤薬局寿店	鹿屋市寿三丁目11番29号	平成24年 9月1日	精神通院医療
有限会社アルファ薬局	曾於市財部町南俣1705番地26	平成24年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、農道整備及び農用地保全）第三肝付地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月11日から同年4月8日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）第三畦布地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月11日から同年4月8日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成23年12月16日鹿児島県告示第1186号で告示した公共測量の実施は、平成24年12月21日終了した旨の通知があった。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	西之表市西之表字西濱伏 14415番92地先から同市西 之表字濱ノ田15166番1地 先まで	前	17.3～34.3	160.0
			後	9.7～20.5	172.0
			後	17.3～34.3	160.0

鹿児島県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	西之表市西之表字西濱伏14415番92地先から同市西 之表字濱ノ田15166番1地先まで	平成25年 3月8日

鹿児島県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字前段 1424番2地先から同市大隅 町岩川字一里迫7862番8地 先まで	前	13.5～33.5	581.2
		曾於市大隅町岩川字前段 1424番2地先から同市大隅 町岩川字両頭段7825番1地 先まで	前	11.0～30.6	261.6
		曾於市大隅町岩川字前段 1424番2地先から同市大隅 町岩川字一里迫7862番8地 先まで	後	13.5～56.7	581.2

鹿児島県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字前段1424番2地先から同市大隅町岩川字一里迫7862番8地先まで	平成25年3月8日

鹿児島県告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画自動車ターミナル
 - (2) 名称 鹿児島臨海トラックターミナル
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 松元都市計画地区計画

- (2) 名称 ガーデンヒルズ松陽台地区計画
 2 関係図書の縦覧場所
 鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により中種子町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 (1) 種類 中種子都市計画ごみ焼却場
 (2) 名称 中種子町清掃センター
 2 関係図書の縦覧場所
 鹿児島県土木部都市計画課

南薩地域振興局告示第1号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年3月8日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あゆみ	枕崎市日之出町93番地	社会福祉法人富士福社会	枕崎市日之出町93番地	岩下 修一	平成25年3月1日	共同生活介護・共同生活援助

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年3月8日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 講習に係る警備業務の区分
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務
 2 講習の種別及び実施期間
 (1) 新規取得講習
 平成25年6月10日（月）から同月15日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 (2) 追加取得講習
 平成25年6月13日（木）から同月15日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 3 講習の実施場所
 鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

- ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員

(1) 新規取得講習

25人（原則として、受付先着順とする。）

(2) 追加取得講習

5人（原則として、受付先着順とする。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付期間等

ア 期間

平成25年4月9日（火）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 1号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(エ) 4の(2)のエに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(オ) 4の(2)のオに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）

(5) 講習手数料

講習手数料は，講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。

なお，受講申込書を受理した後は，講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

7 その他

- (1) 本講習は，一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては，修了考査を実施し，当該修了考査に合格した者に対して，1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては，筆記用具を持参すること。

8 問合せ先

本講習に関する問合せは，鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3014・3018）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099－224－4490）に行うこと。